

## 小中高校の情報モラル教育はどのような問題・状況に対処しなければならないか

阿部圭一<sup>†</sup>

本稿では、今後的小中高校における情報モラル教育に要請されている背景となる問題・状況を説明し、情報モラル教育の内容とか教える方のレベルではなく、どのような方針・枠組みで取り組まれるべきかを中心に論じる。

### Key Issues of ICT Moral Education at Primary and Secondary Schools in Japan

Keiichi Abe<sup>†</sup>

This paper discusses what problems the students of primary and secondary schools in Japan confront, and proposes strategy and a framework needed for ICT moral education in Japan under the new Guidelines for Course of Study to be applied in 2011.

#### 1. はじめに

子どもたちの携帯電話・インターネット利用に関して起きている種々の問題（3.を参照）は、解決に向かうどころか、ますます複雑・深刻になってきている。さまざまな対策（出会い系規制法、青少年インターネット環境整備法、健全サイトの審査・認定など）が取られるたびに新たなサイトや手口へ問題が移り、いわばゲリラ化して手に負えにくくなっている[1]。

さらに、今後はゲーム機・スマートフォン・インターネット接続可能なテレビにおいても同様な問題が生じることが懸念されている。（これらの機器の普及状況については[2]を参照。）

いま生じている種々の問題は、インターネットへのアクセスによって生じる問題であり、それらにたいして統合的な視点での取り組みが要請されている[3]。携帯電話や

ゲーム機等が、いつでもどこでも子どもたち一人だけでインターネットにアクセスできる手段となっていることが問題をより難しくしている。

本稿では、小中高校段階における情報モラル教育がこれらの問題とその刻々と変わる現状を適切に把握し、それに対処できるように取り組まなければならないことを指摘し、著者が考える小中高段階の情報モラル教育の方針・枠組みを提案する。

よく言われていることであるが、情報モラル教育は、図1に示す枠組みで考える必要がある。まず、法律・地方公共団体の条例・所属する組織（学校など）における規則というレベルでの強制力がある。しかし、法律や規則で規定されていないことは何をやってもよいというわけではない。法律や規則に定められていても、人には守らなければならない規範がある。これをモラルあるいは倫理と呼ぶことにしよう。さらに、人と人との関係を円滑にするために、社会にはマナーあるいはエチケットと呼ばれるものがある。例を挙げると、18歳未満は法律で喫煙が禁止されている。「禁煙」と表示された場所では喫煙しないというのは、法律ではないがローカルに定められた規則に従うことである。歩行中喫煙しない、あるいはどうしても喫煙したい人は携帯用の吸殻入れを利用するというのは、法律には定められていないが社会上確立されたモラルであろう。食事中や間接喫煙も嫌だと考える人との同席の場では喫煙を控えるというのは、マナーあるいはエチケットのレベルだろう。

法律・モラル・マナーは、基本的に他者への配慮のために個人の言行を制約する枠組である。一方、情報セキュリティは、逆に他者の悪意などから自分を守るためにものである。情報関係における法律・モラル・マナーの順序は、情報セキュリティの問題から切り離せない。例えば、自分のパソコンをウイルスや不法侵入から守ることは、他人へウイルスを伝染させたり、踏み台として不法行為に使われたりしないように努力するというモラルである。有害サイトにアクセスしないことはモラルであるが、それによる不法請求から身を守るという点ではセキュリティでもある。

このように、情報分野の法律・モラル・マナーおよびセキュリティは判然としがたい部分があるので、特に区別する必要のないかぎり、それらにたいする教育をまとめてここでは情報モラル教育と呼ぶ。

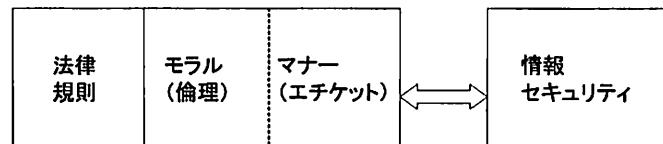


図1 法律・モラル・マナー・セキュリティの関係

<sup>†</sup> 愛知工業大学  
Aichi Institute of Technology

## 2. 問題の本質

著者は、この問題の本質は次の点にあると考える[4]。

尾木直樹は国際条約である「子供の権利条約」（日本も批准・発効）から、次に重要な条文を引用している[5]。これは、日本国憲法に定める「表現の自由」（第21条）と、自由及び権利の濫用の禁止・公共の福祉のための利用（第12条）の特別な場合に当たる。

### 第13条 表現・情報の自由

1 子どもは表現の自由への権利を有する。<中略>あらゆる種類の情報および考えを求めて受け、かつ伝える自由を含む。

### 第17条 適切な情報へのアクセス

(e) <中略>子どもの福祉に有害な情報および資料から子どもを保護するための適切な指針の発展を奨励すること。

問題は、上記の第13条1と第17条(e)とは相反する面をもつことである。第13条は、子どもには大人と同じように、情報を発信する自由だけでなく受信する自由（知る権利）もあることを宣言している。一方、第17条(e)は、子どもを人が保護する必要のある対象とみなし、受信する情報の範囲を適切に制限することを要請している。

したがって、「表現の自由」（発信・受信両面）と「青少年の保護」をどのあたりでバランスさせるかという問題が生じる。

この問題への解決の手がかりの一つは、「ゾーニング」の概念である。大人のインターネット利用にもさまざまな問題が生じているが、「子どもに、大人と全く同じようにインターネットを使わせてよいのか？」という問題提起が出発点となる。

我々の社会は従来のメディア（映画・書籍など）については、「18歳未満禁止」のようなゾーニングの枠組みを作ってきた。テレビや新聞のような年齢によるゾーニングが難しいメディアについては、発信側への自他からの規制がある。しかし、インターネットにおいては誰もが発信者になれるのだから、発信者側の規制を徹底することは事实上不可能である。

すなわち、マスコミ・出版社など少数の特定の組織だけが広く情報を発信できた世界では、発信する情報内容については、原則として発信者側に「発信者責任」があった。誰もが発信者になりえるインターネットの世界では、すべての発信者にたいして発信者責任を問うことは事实上不可能で、情報の選択が「受信者責任」に転嫁されたのである。この責任の転移に気づかず、受信者責任を未成年者に容易に押し付けたことが諸問題の一方の因になっている。

しかしながら、小中高校の情報モラル教育においては、発信者としての責任も

当然教えなければならない。その一方、発信者責任を無視した発信にたいする防衛としての受信者責任も教えなければならない。すなわち、次の両面からの教育が必要となる。

### (1) 良き発信者としての教育

### (2) 良き受信者としての教育

文部科学省が進めてきた情報教育の振興において、誰もが世界へ向けての情報の発信者になれる（もはや公衆への情報の発信者はマスコミに限らない）という事実は、常にポジティブなニュアンスをもって語られてきた。発信には責任が伴うこと、誰もが発信できることから受信するにも注意が必要なことは、意識はされていたが、十分に強調されてきたとは言えないと著者は考える。

## 3. 発信者・受信者別に見た情報モラル教育

以下では、発信者・受信者としての情報モラル教育に必要な諸点をまとめるが、便宜的に受信者として情報を受けた後に発信者として振舞う受信一発信者としての情報モラル教育を別に扱う。

### 3.1 発信者としての情報モラル教育

発信者の観点からは、次のような問題について注意を喚起する必要がある。

- ・誹謗中傷、ネットいじめ
- ・いたずら、デマの発信（爆破予告など）
- ・個人情報の流出（プロフ、ブログ、SNS、インターネット・プリクラ）、および他者の個人情報発信によるいじめ
- ・携帯電話にカメラがついているため、それで撮影した画像・映像を簡単にWebにアップできる問題（いじめ動画、下着姿の写真の発信など）

#### 3.1.1 誹謗中傷、ネットいじめ

誹謗中傷については、比較的知られていないことであるが、刑法230条（名誉毀損）は

第二百三十条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

となっている。つまり、「その事実の有無にかかわらず」名誉毀損罪の対象となるのである。この点は、「虚偽の事実を流布した場合のみ罰せられる」と勘違いされていることが多いので、情報モラル教育において特に強調する必要がある。

なお、これには「公共の利害に関する場合の特例」があって、次の条文に記載されている。

第二百三十条の二 前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、

かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、眞実であることの証明があったときは、これを罰しない。

マスコミや週刊誌における名譽毀損と「国民の知る権利」「表現の自由」をめぐる攻防については[6]に詳しい。

これに関連して、2010年3月15日に最高裁がネット上の書き込みなら名譽毀損罪成立の判断が緩やかになるどうかについて「個人利用者によるネット上の表現行為でも成立判断は緩やかにならない」とする初判断を示したことにも留意する必要がある[7]。

また、ネットいじめについては被害の深刻さが大きく取り上げられるが、次の意見[8]にも留意すべきである。

匿名性という無責任さをともなった，“感情のはけ口”としての書き込みは、相手の心へのダメージはもちろん、発信者本人の人格をゆがめてしまう危険があります。

### 3.1.2 いたずら、デマの発信

いたずら気分でデマを流すことは犯罪であることをきちんと教える必要がある。特に犯罪の予告などは、警察力が無駄に使われ、社会的に大きな損失を招くので、大人並みに厳しい責任が問われる傾向にあることは伝えるべきである。

誹謗中傷も含めて、子どもたちには、既存のマスコミがどのように発信者責任を守ろうとしてきたかの努力を伝え、「誰でも発信者責任になり得る」インターネットというメディアにおいても、それに押じる発信者責任が要求されることを教えなければならない。もちろん、これまでの個人的な、いわば「ミニコミ」においても発信者責任はあった。有名な事件としては豊川信用金庫の取り付け騒ぎがある[9]。しかし、インターネットでは従来のミニコミと次の点で大きく異なり、発信者責任を重く考えなければならない。

- ・容易に広範囲に発信でき、それが転送される可能性も高いこと
- ・伝達速度が速いこと
- ・検索エンジンのキャッシュなどに残り、事实上発信が永久に消えないこと
- 引用に関するルール（引用元の明示など）も早い時期に教えるべきである。

### 3.1.3 個人情報の流出

個人情報の流出に関しては、例えば次のデータに注目したい。

愛知県教育委員会が2009年9~10月に行った高校生にたいする調査[10]によれば、「自分のプロフやブログを公開したことがあるか」という質問にたいし、男子33.3%、女子67.6%（男女全体で50.0%）が「ある」と答えている。「ある」と答えた生徒のうち、個人情報を載せている生徒の割合を表1に示す。

このように、個人情報の流出がもたらす潜在的な危険については子どもたちの

意識がまだ低いので、子ども・保護者双方への啓蒙が必要である。自分でなく他人の個人情報も保護すべきことも教える必要がある。また、学校・教師側としては、なりすましによって他人の個人情報を公開するいじめの手口にも注意する必要がある。

### 3.2 受信者としての情報モラル教育

すでに述べたように、子どもたちには発信者責任を厳しく教えなければならないにも関わらず、そのような責任感を欠いた国内外からの発信にたいして受信者として巻き込まれないように防衛しなければならない。下記の事項を取り上げるべきである。

- ・違法・有害情報へのアクセス
- ・不法請求
- ・メディア・リテラシー
- ・携帯電話・ゲーム機の使いすぎ、それによる勉強時間の不足[11]、夜更かし、依存症<sup>a</sup>

#### 3.2.1 違法・有害情報へのアクセス

違法サイトへアクセスしてはいけないことは当然であるが、問題は、性・暴力その他に関する有害サイトである。違法サイトは文字通り法律違反のサイト（例えば麻薬や禁止されている銃砲類の販売）であるが、有害サイトは一般には違法でなく、成人がアクセスすることは個人の自由であるが、未成年がアクセスするには問題があるようなサイトである。何が有害であるかの判断は人により、また対象とする子どもによっても大きく分かれる。わいせつ情報や暴力的な情報にさらされることによって、発達段階にある子どもの自我にひずみが生じるのはないかと懸念されている。一方、このような情報から子どもたちを全く隔離しておくことが適切かという意見も多い。

表1 プロフ・ブログへの個人情報の掲載率

	男子	女子	全体
自分の苗字・名前	62.5%	79.8%	73.7%
自分の学校名	52.5%	62.4%	59.0%
自分の顔写真	30.3%	64.6%	52.8%
友達の苗字・名前	45.3%	68.5%	60.6%
友達の学校名	30.2%	43.7%	39.1%
友達の顔写真	26.9%	55.7%	45.9%

<sup>a</sup> 調査によると、ゲーム依存症者の割合は3%，予備軍が約1割だそうである。朝日新聞 2010.6.9

この問題にたいする基本的な社会的・技術的対策はフィルタリングである。しかし、利用できる直近のデータによれば、10—17歳にたいする内閣府の調査において、携帯電話にたいするフィルタリングの利用率は48.2%、パソコンにたいして30.2%である[12]。しかも、携帯電話にたいするフィルタリングのほとんどはブラックリスト方式であると推定される。ブラックリスト方式では違法サイトはほぼ完全にアクセスがブロックされるが、有害サイトとしてグレーゾーンにあるものは十分なブロックが難しいことが心配されている。

いずれにせよ、フィルタリングという技術だけではこの問題への解決にならないことは明らかである。実世界と同様に、ネット上でも「危ないものには近寄らない」とこと、それとはやや矛盾する「何が危ないかの勘を養う」ことの両方の教育が必要である。

### 3.2.2 不法請求

不法請求にたいしては、無視すればよいという常識はかなり広まったように思うが、実態は不明である。というのは、不法請求は性を中心とした有害サイトの閲覧にからんで行われるため、子どもたちが親や教師のような大人に相談することなく支払いに応じている可能性が高いからである。

### 3.2.3 メディア・リテラシー

ここでは「メディア・リテラシー」という語を、メディアの記述を批判的に読み解くという狭義のメディア・リテラシー[13]の意味で用いる。インターネット上には、マスコミの報道とは比較にならないほど、怪しげな情報が満ち溢れている。それらを受け入れるときに、信用できる情報であるかどうかを批判的に検証できる態度と能力を養う必要がある。また、インターネット上には余りにも多くの情報があり過ぎ、かつその中から受信者側が情報を選択して閲覧するため、偏った情報を受け入れる傾向が生じがちである[14]。このことは、開架式図書館と検索による閉架式図書館の比較や、紙の新聞とネット上のオンライン新聞との比較の例を用いてよく説明されている。「受信者が情報を選択できることの怖さ」を知らせるには、多様な情報や価値観につねに触れさせる教育が必要である。これには、情報モラル教育という枠を越えた取組みを必要とする。

以上2つの点から、インターネット上のメディア・リテラシーを養うには、まず既存のメディアであるテレビ放送や新聞を用いてメディア・リテラシー教育を行うことが有効ではないかと考える。この点で、日本の教育は既存のメディアについてもリテラシー教育が遅れているので、不安である。

## 3.3 受信・発信者としての情報モラル教育

子どもがまず受信者として機能し、ついで発信者となることによって起こる問題には次のようなものがある。

- ・出会い系サイト（それに代わるもの：家出系、ゲームサイト、SNS）
- ・チェーン・メール
- ・有害サイトへのアクセスと利用（自殺勧誘サイト、麻薬・銃刀類の販売等）
- ・ネットオークション（詐欺：加害者・被害者とも）
- ・著作権無視のコピー・利用

以下では、このうち、出会い系サイト、ネットオークション、著作権無視のコピー・利用について触れる。他の問題が重要でないという意味ではない。

### 3.3.1 出会い系サイト

2008年12月1日に施行された出会い系サイト規制法の改正によって、業者が届出制となつたが、届出のあった業者数は警察庁がつかんでいたものよりも大幅に減り、その多くが出会い系サイト以外に移って営業を続けているものとみられる。移り先は、ゲームサイト、SNSなど多様である。ゲームサイトは、単にゲームで遊べるだけでなく、プロフ、チャット、SNSなどの機能も備えている。SNSサイトも含め、ネット上で人と人の交流の場を提供する仕組みは、すべて潜在的には出会い系サイトの代わりとして利用される可能性がある。インターネット上では簡単で実効性のある年齢確認の手段がないため、下心のある大人が年齢を偽って登録し、子どもたちに混じってコミュニケーションを行っている。

さらに問題なのは、子どもたちをターゲットとした出会い系業者やそれを利用する大人の存在だけでなく、子どもたちのほうからの「援交募集」などの書き込みも多いことである。これは改正出会い系サイト規制法では犯罪となり、同法による全体の検挙件数が平成21年には318件（前年比-19件）なのにたいし、そのうちの児童による誘引は222件で前年に比べて103件増えている[15]。

### 3.3.2 ネットオークション

朝日新聞が行った読者の一部への調査によれば、ネットオークションをしたことのある人のうち、次の経験のある人の割合は下記のようであった[16]。

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| 金銭的被害にあった人      | 6.7%  |
| 詐欺に巻き込まれた人      | 2.7%  |
| 取引の相手とトラブルになった人 | 12.3% |

これは大人への調査であるが、ネットオークションを行っている子どもたちの間にも同程度の問題が生じていると推定すべきであろう。さらには、子どもたち同士で、あるいは子どもが大人を騙すという加害者側に立つケースもある。

### 3.3.3 著作権無視のコピー・利用

YouTubeが不法コピーのアップロードの場になっているという指摘はかねてあったが、最初の摘発事例が中学3年生であったことは象徴的である[17]。

#### 4. 小中高校における情報モラル教育の枠組み

携帯電話やインターネット接続可能なゲーム機をかなり早い時期から子どもが利用しており、その利用開始時期がだいに低学年化していることから、利用し始める時期、すなわち高校よりも小中学校での情報モラル教育を重視すべきである。

しかし、小学校については平成23年度から、中学校については平成24年度から完全実施の新学習指導要領においては、教育再生懇談会等の動きもあって絶論的に情報モラル教育の強化が語られているものの、小中学校における体系的な情報モラル教育の枠組みは提案されていないように思われる。

##### 4.1 小中学校の新学習指導要領における情報モラルへの言及

小中学校の新学習指導要領で、情報モラルがどのように記述されているかを見る。小学校学習指導要領では（中学校もほぼ同じ。以下同様）総則において「2.以上のほか、次の事項に配慮するものとする。」として、

(9) 各教科等の指導に当たっては、児童がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、コンピュータで文字を入力するなどの基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。が追加された。

教科「道徳」の指導に当たっての配慮に

(5) 児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導に留意すること。

という記述がある。

中学校においては、総則と道徳のほか、教科「技術・家庭」の技術分野の内容「D 情報に関する技術」において

(I) 情報通信ネットワークと情報モラルについて、次の事項を指導する。

とあり、

ウ 著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えること。

という項目がある。

小中学校にたいする新学習指導要領に「情報モラル」という言葉が現れるのは以上であり、総論として重視を唱えるだけでは、効果的に実行されない恐れがある。早急に小中高を通じた情報モラル教育の枠組と実施可能な状況を作る必要が

あると考える。なお、高等学校普通教科「情報」における情報モラルの取り扱いについては、多くのところで議論されるところと考えるので、本稿では省略する。

##### 4.2 段階的利用モデル

文部科学省でも支援事業によって「情報モラル指導モデルカリキュラム表」[18]や教材を開発しているが、著者が最近の注目すべき成果と考えるのは、子どもたちのインターネット利用を考える研究会（略称：子どもネット研）が提案した「保護者のためのインターネットセーフティガイド」[19]である。これは保護者向けであるが、小中高校における情報モラル教育を通して考えるのに参考にすべきと考える。このガイドの中で特に注目されるのは、「段階的利用」の提案である。

段階的利用とは次のように保護者が子どもの発達段階と経験に応じてしだいに利用の制限を緩めていくやり方である。例えば携帯電話について言えば、

1. 持たない、持たせない
2. 通話のみ（親へのメールは可）
3. 通話+保護者が定めた特定の相手とのメールのみ認める
4. 保護者が定めた少数のサイトの閲覧利用のみを追加する
5. ブラックリスト方式のフィルタリングでの閲覧利用も認める

現実には、子どもに携帯電話を買い与えることにより、業者と子どもの言うままで1の段階から5の段階へ一足飛びに行く保護者がほとんどである。さらに

6. フィルタリングなしで携帯電話を使う

という望ましくない段階にある子どもが半数以上であることを3.2.1で述べた。

上記のセーフティガイドでは、携帯電話・パソコンにたいする段階的利用を小学校中学年、小学校高学年、中学校、高等学校に割り振り、かつネット上のモラル・セキュリティとネット外の実世界におけるモラル・安全の指導とをリンクさせている。（これらの点は「情報モラル指導モデルカリキュラム表」でも考慮されているが、セーフティガイドではより鮮明に主張されているように思う。）

この保護者向けのセーフティガイドと並行する形で、学校における「情報モラル指導モデルカリキュラム」の再構成・実施方法が検討されることを望む。

##### 4.3 4つの連携の必要性

小中高校レベルの情報モラル教育では、次の4つの連携が重要であることを主張したい。

###### 4.3.1 保護者との連携

子どもたちのインターネット利用に関わるモラル・セキュリティ教育は、第一義的には保護者の指導によって行われるべきである。しかし、さまざまな理由に

よってそれが満足に行われない現状においては、保護者による指導との連携、および保護者にたいする教育・啓発とのリンクが不可欠である。

#### 4.3.2 小中高間の連携

本節の冒頭で、情報モラル教育の重点を高校よりも、携帯電話やゲーム機を持ち始める小中学校段階へシフトさせるべきことを述べた。しかし、思春期の微妙な成長段階である各時期における情報モラル教育が連続性・継続性を持つ必要があることが明らかである。また、個々の子どもにとっては発達段階や家庭環境・家庭の考え方の違いも大きく、学年による画一的な指導が有効かどうかという問題もある。その点でも、小中高間での情報モラル教育の連携が必要である。さらには、大学や社会人教育での情報モラル教育との連携も視野に入れるべきであろう。

小中高間の具体的な連携方法は、各地域で考えるしかないであろう。愛知県(名古屋市を除く)では、県内を12の地域に分けて児童・生徒の生活指導推進を組織化している。活動が活発な地域では、小中高間の連携が機能しているようである。例えば、中学校入学前に携帯電話を持たせることの危険性について小学校6年生の保護者への啓蒙を行うなど、こういう組織を通じて、子どもへの情報モラル教育の連携を図っていくことが必要ではないか。

#### 4.3.3 ネット上のモラル・セキュリティ教育とネット外の実世界におけるモラル・安全教育との連携

特に、小学校など低学年での情報モラル・セキュリティ教育は、ネット外の実世界でこれまで普通に行われてきたモラル・安全教育と連動させて行うことが望ましい。この点で、携帯電話を持っている児童のほうが実世界における警戒心が薄いという研究報告[20]がある(ただし、単純な因果関係と解釈するのは早計である)ことも注目される。

#### 4.3.4 教科間の連携

上に述べたことから、(情報)モラル教育は、教科間で連携をとって教えられることが望ましい。例えば、小学校においては、道徳・国語・社会・体育・総合的な学習が候補として挙げられる。中学校では、これに技術・家庭の技術分野が加わるであろう。

### 5. おわりに

本稿では次のことについて述べた。インターネットというメディアでは、誰でもが発信者になり得るのであるから、従来のマスコミに準じる発信者責任が問われる。一方、無責任な、あるいは悪意のある発信者に備えて受信者責任も問われる。これらを基本として小中高レベルでの情報モラルを教えなければならない。

次に、これに基づいて小中高レベルの情報モラル教育の枠組みに関する考察と提案を行った。情報モラル教育の重点を高校から小中学校に移すべきこと、4つの連携が必要なことを指摘した。

**謝辞** 子どもたちのインターネット利用に伴う問題に深い关心を寄せ、意見・情報交換をいただいた方々に感謝する。

### 参考文献

- 1 例えば、MSN産経ニュース：非出会い系でも児童・生徒の被害急増 (2009.12.25)  
<http://sankei.jp.msn.com/life/lifestyle/091225/sty0912250727000-n1.htm>.
- 2 ネットスター株式会社：第11回家庭でのインターネット利用実態調査 (2010.3.31)  
<http://www.netstar-inc.com/press/press100331.html>.
- 3 保護者のためのフィルタリング研究会 <http://www.parental-filtering.org/>
- 4 阿部圭一：小中高生の携帯電話・インターネット利用に関する問題についての論点の整理と本質的指摘、社会情報学研究、Vol.14, No.2, pp.37-50.
- 5 尾木直樹：「ケータイ時代」を生きるきみへ、pp.194-196、岩波ジュニア新書 (2008).
- 6 山田隆司：名譽毀損——表現の自由をめぐる攻防、岩波新書 (2009).
- 7 例えば、朝日新聞 2010年3月17日朝刊。
- 8 参考文献[5], p.152.
- 9 Wikipedia：豊川信作金庫事件。
- 10 愛知県教育委員会：情報モラル教育実態調査まとめ (2010.2.25)  
<http://www.pref.aichi.jp/cmsfiles/contents/0000030/30462/jittachousa.pdf>.
- 11 参考文献[4], p.48
- 12 内閣府：青少年のネット環境調査 (2010.4.8)  
<http://www.rbbtoday.com/article/img/2010/04/08/66935/100567.html>.
- 13 例えば、鈴木みどり：メディア・リテラシーを学ぶ人のために、世界思想社 (1997).
- 14 Cass Sunstein: Republic.com, Princeton University Press (2002), 石川幸憲訳：インターネットは民主主義の敵か、毎日新聞社 (2003).
- 15 警察庁：平成21年度中のいわゆる出会い系サイトに関する事件の検挙状況について (2010.2.18) <http://www.npa.go.jp/cyber/statistics/h21/pdfs2.pdf>.
- 16 朝日新聞 (2008.6.28).
- 17 <http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20100614-00000029-rbb-sci> (2010.6.14)
- 18 文部科学省：「情報モラル指導モデルカリキュラム」の策定について—学校全体での体系的な情報モラル教育の取組のために— (2007.5.23)  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/19/05/07052403.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/19/05/07052403.htm).
- 19 子どもたちのインターネット利用を考える研究会：保護者のためのインターネットセーフティガイド (2010.1.22) <http://www.child-safenet.jp/material/index.html>.
- 20 木宮敬信他：児童の安全意識と行動に影響を要因とは、第18回日本健康教育学会 (2009.6).